

ドイツ・会計税務ニュースレター

第 30 回 税務

成長機会法の導入

2024 年 4 月

はじめに

2024 年 3 月 22 日、ドイツ連邦参議院は成長機会法（Wachstumschancengesetz）の修正案を承認しました¹。本稿では同法のうち、特に在独日系企業に影響すると考えられる法人税等のトピックについてご紹介します。

※ 本稿は、Grant Thornton AG（グラントソントン・ドイツ）が作成したものを、和訳・編集したものです。原文（ドイツ語）は[こちら](#)をご参照ください。

Contents

- ・ 背景
- ・ 法人課税における主な変更点
- ・ 利息費用の損金算入制限の厳格化の影響

背景

成長機会法はドイツ国内のグリーン投資や研究開発投資を促進し、特に中小企業の税負担を軽減することを目的として、2023 年 8 月に連邦内閣より草案が公表されました。しかし減税分の負担を州政府や地方自治体に求めていたことなどから、参議院（上院）で反対に直面、両院協議会によって修正案が作成されました。

その結果、減税規模を年間 32 億ユーロと、当初予定の 70 億ユーロから大幅に縮小することで成立に至りました。中でもグリーン投資促進のための主要項目であった、気候保護投資ボーナス法の導入は完全に見送られました。

しかし、まだ企業にとって重要な変更は残されており、そのうちいくつかは前向きなものであると言えます。新法により強化された規制に対応が必要となる一方で、利用可能なインセンティブの活用も積極的に検討するべきでしょう。

¹ 参考 URL : <https://www.bundesregierung.de/breg-de/aktuelles/wachstumschancengesetz-2216866>

法人課税における主な変更点

成長投資促進税制

- 2024年3月31日以降、2025年1月1日までに取得した固定資産に対する特別償却制度が再導入されました。ただし、損金算入限度額は定額法償却額の2倍及び簿価の20%までです²。
- 2023年9月30日以降、2029年10月1日までに建設が開始された住宅用建物については、一定割合（簿価の5%）による減価償却が可能です。
- 研究開発投資に対する助成割合が大幅に引き上げられました。特に、適格費用の評価基準は恒久的に10,000千ユーロに増額され、中小企業は研究手当の10%を追加で請求できるようになりました。

繰越欠損金の控除制限の一時的緩和

- 従来、繰越欠損金については課税所得1,000千ユーロまでが100%控除可能、課税所得1,000千ユーロを超える部分については60%が控除限度額となっていました。この点、2024年度から2027年度については、課税所得1,000千ユーロを超える部分の控除限度額が70%に引き上げられました。ただしこれは法人税のみが対象であり、営業税には適用されません。
- 欠損金の繰戻還付制度については従来と変更ありません。繰戻還付額の上限は1,000千ユーロで、過去2事業年度に遡って適用されます。

利息費用の損金算入制限の厳格化

- 外国税法の改正により、国境を越えた融資に対する課税の厳格化が図られました。
- 多国籍企業グループ内の国境を越えた資金調達において、下記いずれかに該当する場合には、関連する利息費用は独立企業間価格に該当せず、損金算入が認められません。
 - a) 納税者がその返済能力と、資金調達の経済的合理性を信頼できる形で証明できない場合
 - b) 納税者が近親者に対して支払う金利が、企業グループの格付けに基づいて第三者から資金調達できる金利を超える場合
- 既存の融資も含め、2024年度以降より適用されます。

² 2019年12月31日以降、2023年1月1日までに取得した固定資産の特別償却限度額は、定額法償却額の2.5倍及び簿価の25%まで。

利息費用の損金算入制限の厳格化の影響

ここでは税務アドバイスの観点から、利息費用の損金算入制限の厳格化に焦点を当てます。

市場金利が大きく上昇しているなか、適切なグループ間支払利息を決定することが非常に重要となっています。これまで支払利息については、租税回避防止指令（ATAD）の要件に基づき、とりわけ3,000千ユーロの損金算入限度額³が考慮されてきました。

ここでさらに、グループ間の支払利息が外国税法に基づく独立企業間原則に則っていることを証明することは、特に中小企業にとって高いハードルとなります。場合によってはグループ間ファイナンスから、他の資金調達方法に変更することも必要になるでしょう。

³ 現行法上、支払利息が受取利息を上回る部分（純支払利息）が年間3,000千ユーロ未満の場合は全額損金算入可能、純支払利息が3,000千ユーロを超える部分については、利子控除前・繰越欠損金控除前・減価償却費控除前課税所得（税務以上のEBITDA）の30%相当額が損金算入可能。

お問い合わせ先

Grant Thornton AG（グラントソントン・ドイツ）では、ドイツに進出する日系企業のために、デュッセルドルフ・オフィスにジャパンデスクを設けています。監査・保証業務、税務申告、給与計算、記帳代行、M&A トランザクションアドバイザー、内部統制構築支援、事業戦略コンサルティングなど、各種の会計税務サービスをご提供しています。

担当者



井上 広志 Hiroshi Inoue

Grant Thornton AG | Head of Japan Desk | Partner

公認会計士（日本）

E hiroshi.inoue@de.gt.com

W grantthornton.de

Disclaimer

本文書の正確性、適切性には慎重を期しておりますが、いかなる保証も与えるものではありません。本文書は情報提供のみを目的として作成されています。本文書で提供している情報は、利用者の判断・責任においてご使用ください。本文書は専門的、技術的、法律的なアドバイスを提供するものではありません。本文書で提供した内容に関連して、利用者が不利益等を被る事態が生じたとしても、グラントソントン及びグラントソントン加盟事務所は一切の責任を負いかねますので、ご了承下さい。